

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校) 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和6年3月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

<p>①事務の名称</p>	<p>高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校)</p>
<p>②事務の内容</p>	<p>○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料軽減補助金」という。) 奈良県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程、又は奈良県内の専修学校の高等課程に在学する生徒の学費負担者の経済的負担軽減を図る事業である。 申請者が補助を受けるためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、補助額を決定する。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの申請(年1回) ②授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、支給及び支給額の判定 ⑥県は、学校設置者がとりまとめた交付申請書等を受理し、審査の結果適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し高等学校等へ通知する。</p> <p>○高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び県内の私立高等学校等で学び直す者に対し学び直し支援金を支給する事業である。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が学び直し支援金を受給するためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①学び直し支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請 ②学び直し支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き学び直し支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施</p> <p>○高校生等奨学給付金(以下、「奨学給付金」という。) 高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機会均等を図るため、高校生等奨学給付金を支給する事業である。 申請者が奨学給付金を受給するためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会及び保護者から提出された生活保護情報を基に支給の判定を行う。また、世帯の扶養状況に応じ支給額を決定する。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①奨学給付金の支給を希望する保護者等からの、申請(年1回) ②奨学給付金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額及び生活保護情報を基にした、支給及び支給額の判定 ⑥県は、奨学給付金申請書等を受け取り、審査し、支給又は不支給を決定し、申請者へ結果を通知する。</p>

	<p>○高等学校等専攻科修学支援金(以下「修学支援金」という。)</p> <p>奈良県内の私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒の経済的負担軽減を図る事業である。</p> <p>申請をする生徒が修学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格を認定する。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①修学支援金の受給を希望する生徒からの受給資格認定申請</p> <p>②修学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出</p> <p>③保護者等の個人番号のデータ化</p> <p>④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会</p> <p>⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定</p> <p>⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知</p> <p>⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き修学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施</p> <p>⑧受給資格認定申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	表計算ソフトウェア(エクセル)及びデータベースソフトウェア(アクセス)
②システムの機能	<p>○奈良県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱、奈良県外私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱、奈良県私立専修学校高等課程授業料軽減補助金交付要綱、奈良県私立高等学校等学び直し支援金支給要綱、奈良県私立高校生等奨学給付金支給要綱、奈良県私立高等学校等専攻科修学支援金支給要綱、公立大学法人奈良県立大学附属高等学校学び直し支援金交付要綱(令和4年4月1日施行予定)及び公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金支給要綱(令和4年4月1日施行予定)に基づき、対象学校種に在学する支給対象の児童又は生徒の保護者等に対する各種補助金等に関する電算処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格の決定又は認定処理の判断データ登録 ・所得要件の確認 ・各種補助金等の支給決定データ登録 ・各種通知の作成 等
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。 2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。 3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。 4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。 5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。 6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。 7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。 8 共通変換機能 既存システムの間接サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。 9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。 10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー)</p>

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[照会側] ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第3条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課
②所属長の役職名	教育振興課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 授業料軽減補助金ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[その他の電子ファイル(表計算ファイル等)] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	奈良県内の私立高等学校等に通う生徒の保護者等
その必要性	補助金の審査にあたり、保護者等の課税情報を照会する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 ・4情報: 生徒の保護者等が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の課税情報を基に、授業料軽減補助金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 保護者等が補助金の支給を受けようとするときは、生徒等が在学する学校の設置者を通じて申請し、補助金の支給を受ける資格を有することについての審査をし、その決定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年4月
⑥事務担当部署	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (学校、地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	申請者である生徒の保護者等の課税情報が、授業料軽減補助金交付要綱の支給要件に該当するか審査を行う必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	申請者が、授業料軽減補助金交付要綱の支給要件に該当するか審査を行うため、その保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に補助金額の判定を行う。	
	情報の突合	・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。
⑥使用開始日	平成31年4月1日	

移転先1							
①法令上の根拠							
②移転先における用途							
③移転する情報							
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [] <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 1万人未満</td> </tr> <tr> <td>2) 1万人以上10万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 10万人以上100万人未満</td> </tr> <tr> <td>4) 100万人以上1,000万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>	1) 1万人未満	2) 1万人以上10万人未満	3) 10万人以上100万人未満	4) 100万人以上1,000万人未満	5) 1,000万人以上
<選択肢>							
1) 1万人未満							
2) 1万人以上10万人未満							
3) 10万人以上100万人未満							
4) 100万人以上1,000万人未満							
5) 1,000万人以上							
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲							
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()						
⑦時期・頻度							
6. 特定個人情報の保管・消去							
保管場所 ※	<p><業務担当課における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・執務室内に設置されたユーザー認証が必要な端末を使用する。 ・執務室は退庁時に施錠される。 ・特定個人情報は遠隔地のデータセンターのサーバー内に保存し、端末内には特定個人情報は保存されない。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理システムを行っているサーバー室で管理すると共に、監視カメラによる入退室者及びシステム操作者の監視を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室内に設置された団体内統合宛名システムのデータベース内に保存し、バックアップも同室内の機器に保存することとしている。 						
7. 備考							
—							

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 学び直し支援金ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[その他の電子ファイル(表計算ファイル等)] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	奈良県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等
その必要性	学び直し支援金の受給資格認定の審査にあたり、生徒の家庭の所得情報を照会する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 ・4情報: 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の課税情報を基に、学び直し支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 保護者等の生活保護情報を基に、学び直し支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が学び直し支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて学び直し支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年4月
⑥事務担当部署	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (学校、地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	申請者である生徒が、高等学校等学び直し支援金支給要綱の支給要件に該当するか審査を行う必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		生徒が高等学校等学び直し支援金支給要綱の受給資格要件に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報等を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。
⑥使用開始日	平成31年4月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託しない] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件	
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜業務担当課における措置＞

- ・執務室内に設置されたユーザー認証が必要な端末を使用する。
- ・執務室は退庁時に施錠される。
- ・特定個人情報は遠隔地のデータセンターのサーバー内に保存し、端末内には特定個人情報は保存されない。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
- ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜団体内統合宛名システムにおける措置＞

- ・入退室管理システムを行っているサーバー室で管理すると共に、監視カメラによる入退室者及びシステム操作者の監視を行う。
- ・特定個人情報は、サーバー室内に設置された団体内統合宛名システムのデータベース内に保存し、バックアップも同室内の機器に保存することとしている。

7. 備考

—

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 奨学給付金ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[その他の電子ファイル(表計算ファイル等)] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	私立高等学校等に通う生徒又は学生の保護者等
その必要性	奨学給付金の受給資格決定の審査にあたり、生徒等の家庭の所得情報を照会する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 ・4情報: 生徒等の保護者が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等): 保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、奨学給付金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 保護者等の生活保護関係情報を基に、生業扶助受給の有無を確認し、奨学給付金の支給金額を判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 保護者等が奨学給付金の支給を受けようとするときは、県へ申請し、支給を受ける資格を有することについての決定を審査をし、その決定を受けなければならないため、生徒等の学校情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年4月
⑥事務担当部署	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (地域福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (学校、地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	申請者である生徒等の保護者等が、奨学給付金交付要綱の支給要件に該当するか審査を行う必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	生徒等の保護者等が、高校生等奨学給付金支給要綱の支給要件に該当するか審査を行うため、その保護者等の課税情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に補助金額の判定を行う。	
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。 	
⑥使用開始日	平成31年4月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託しない] <選択肢> () 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<業務担当課における措置>

- ・執務室内に設置されたユーザー認証が必要な端末を使用する。
- ・執務室は退庁時に施錠される。
- ・特定個人情報は遠隔地のデータセンターのサーバー内に保存し、端末内には特定個人情報は保存されない。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
- ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<団体内統合宛名システムにおける措置>

- ・入退室管理システムを行っているサーバー室で管理すると共に、監視カメラによる入退室者及びシステム操作者の監視を行う。
- ・特定個人情報は、サーバー室内に設置された団体内統合宛名システムのデータベース内に保存し、バックアップも同室内の機器に保存することとしている。

7. 備考

—

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
4. 修学支援金ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[その他の電子ファイル(表計算ファイル等)] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	奈良県内の私立高等学校等の専攻科に通う生徒の保護者等
その必要性	修学支援金の受給資格決定の審査にあたり、生徒等の家庭の所得情報を照会する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 ・4情報: 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の課税情報を基に、修学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が修学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて修学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月
⑥事務担当部署	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (学校、地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	申請者である生徒等の保護者等が、奈良県私立高等学校等専攻科修学支援金支給要綱の支給要件に該当するか審査を行う必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	生徒等の保護者等が、奈良県私立高等学校等専攻科修学支援金支給要綱の支給要件に該当するか審査を行うため、その保護者等の課税情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に補助金額の判定を行う。	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。
⑥使用開始日	令和3年4月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託しない] <選択肢> () 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[]] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[]] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<業務担当課における措置>

- ・執務室内に設置されたユーザー認証が必要な端末を使用する。
- ・執務室は退庁時に施錠される。
- ・特定個人情報は遠隔地のデータセンターのサーバー内に保存し、端末内には特定個人情報は保存されない。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
- ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<団体内統合宛名システムにおける措置>

- ・入退室管理システムを行っているサーバー室で管理すると共に、監視カメラによる入退室者及びシステム操作者の監視を行う。
- ・特定個人情報は、サーバー室内に設置された団体内統合宛名システムのデータベース内に保存し、バックアップも同室内の機器に保存することとしている。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 授業料軽減補助金ファイル

- ・生徒氏名
- ・生徒が在学する学校の名称
- ・学校種・課程
- ・保護者等の氏名
- ・保護者等の氏名(ふりがな)
- ・保護者等の生年月日
- ・生徒との続柄
- ・保護者等の住所
- ・保護者等の連絡先
- ・課税先の市町村
- ・保護者等の個人番号
- ・保護者等の統合宛名番号
- ・保護者等の課税標準額、市町村民税の調整控除額
- ・就学支援金の申請に関する情報

2. 学び直し支援金ファイル

- ・生徒氏名
- ・生徒氏名(ふりがな)
- ・生徒の生年月日
- ・生徒の住所
- ・保護者等の連絡先
- ・生徒が在学する学校の名称
- ・学校種・課程
- ・学校の在学期間
- ・取得単位数
- ・保護者等の氏名
- ・保護者等の氏名(ふりがな)
- ・保護者等の生年月日
- ・生徒との続柄
- ・課税先の市町村
- ・保護者等の個人番号
- ・保護者等の統合宛名番号
- ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額
- ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報
- ・生活保護、社会福祉関係情報

3. 奨学給付金ファイル

- ・生徒氏名
- ・生徒氏名(ふりがな)
- ・生徒の生年月日
- ・生徒等が在学する学校の名称
- ・学校種・課程
- ・学校の在学期間
- ・保護者等の氏名
- ・保護者等の氏名(ふりがな)
- ・保護者等の生年月日
- ・生徒等との続柄
- ・保護者等の住所
- ・保護者等の連絡先
- ・課税先の市町村
- ・保護者等の個人番号
- ・保護者等の統合宛名番号
- ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額
- ・生活保護・社会福祉関係情報
- ・就学支援金の申請に関する情報

4. 修学支援金ファイル

- ・生徒氏名
- ・生徒が在学する学校の名称
- ・学校種・課程
- ・生徒の住所
- ・生徒の生年月日
- ・保護者等の氏名
- ・保護者等の氏名(ふりがな)
- ・保護者等の生年月日
- ・生徒との続柄
- ・保護者等の住所
- ・保護者等の連絡先
- ・課税先の市町村
- ・保護者等の個人番号
- ・保護者等の統合宛名番号
- ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・端末機のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[定めている] <選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 定めている 2) 定めていない</p>
規定の内容	<p><業務担当課における措置></p> <p>委託契約書において個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保持 ・収集の制限 ・目的外利用、提供の禁止 ・漏えい、滅失及びき損の防止 ・従事者の監督及び教育 ・複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止 ・資料等の返還等 ・特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化 ・取扱状況についての指示等 ・事故発生時における報告 ・損害賠償等 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>委託契約書において個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保持 ・収集の制限 ・目的外利用、提供の禁止 ・漏えい、滅失及びき損の防止 ・従事者の監督 ・情報の複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止(承諾を受けたものは除く) ・資料等の返還等 ・取扱状況についての指示等 ・事故発生時における報告
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<p>[再委託していない] <選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p style="margin-left: 100px;">3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている [<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><業務担当課における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に個人情報保護に関する研修を受講させる。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては懲罰の対象となりうる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、特定個人情報を扱う業務に携わる前に個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対して、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	奈良県総務部法務文書課 県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課 私学係(私立学校)、県立大学係(公立大学法人立学校) 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347(私学係)、0742-27-8145(県立大学係) FAX:0742-22-7215
②対応方法	問い合わせ時に、問い合わせ内容と対応内容を記録しておく。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年2月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の内容	<p>○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料軽減補助金」という。)</p> <p>②授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出</p> <p>○高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)</p> <p>①学び直し支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時)</p> <p>②学び直し支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出</p> <p>○小学校・中学校等就学支援事業補助金(以下、「就学支援事業補助金」という。)</p> <p>②就学支援事業補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出</p>	<p>○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料軽減補助金」という。)</p> <p>②授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出</p> <p>○高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)</p> <p>①学び直し支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請</p> <p>②学び直し支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出</p> <p>○小学校・中学校等就学支援事業補助金(以下、「就学支援事業補助金」という。)</p> <p>②就学支援事業補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出</p>	事後	事務の見直しによる修正

平成31年3月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の内容	<p>○高校生等奨学給付金(以下、「奨学給付金」という。) 高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機会均等を図るため、高校生等奨学給付金を支給する事業である。</p> <p>申請者が奨学給付金を受給するためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報及び生活保護情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、支給の判定を行う。また、世帯の扶養状況に応じ支給額を決定する。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>②就学給付金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出</p> <p>⑤生活保護受給者については、奈良県地域福祉課又は各市福祉事務所への保護者等の生活保護情報の照会</p> <p>⑥上記④又は⑤で取得した保護者等の税額及び生活保護情報を基にした、支給及び支給額の判定</p> <p>⑥県は、奨学給付金申請書等を受け取り、審査し、支給又は不支給を決定し、申請者へ結果を通知する。</p>	<p>○高校生等奨学給付金(以下、「奨学給付金」という。) 高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機会均等を図るため、高校生等奨学給付金を支給する事業である。</p> <p>申請者が奨学給付金を受給するためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会及び保護者から提出された生活保護情報を基に支給の判定を行う。また、世帯の扶養状況に応じ支給額を決定する。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>②奨学給付金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出</p> <p>⑤上記④で取得した保護者等の税額及び生活保護情報を基にした、支給及び支給額の判定</p> <p>⑥県は、奨学給付金申請書等を受け取り、審査し、支給又は不支給を決定し、申請者へ結果を通知する。</p>	事後	事務の見直しによる修正
平成31年3月8日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	教育振興課長 川上 孝範	教育振興課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 授業料軽減補助金ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	事務の見直しによる修正
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2. 学び直し支援金ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の課税情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。	○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の課税情報を基に、学び直し支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。	事後	文言の修正
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2. 学び直し支援金ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	事務の見直しによる修正

平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3. 就学支援事業補助金ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	事務の見直しによる修正
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 奨学給付金ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	就学支援金事務処理	奨学給付金事務処理	事後	文言の修正
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4. 奨学給付金ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	事務の見直しによる修正
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	1. 授業料軽減補助金ファイル ・生徒氏名 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・生徒との続柄 ・保護者等の住所 ・保護者等の連絡先 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・就学支援金の申請に関する情報	1. 授業料軽減補助金ファイル ・生徒氏名 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・生徒との続柄 ・保護者等の住所 ・保護者等の連絡先 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・就学支援金の申請に関する情報	事後	事務の見直しによる修正

平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	<p>2. 学び直し支援金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・生徒との続柄 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報 	<p>2. 学び直し支援金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・生徒との続柄 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報 	事後	事務の見直しによる修正
平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	<p>3. 就学支援事業補助金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・学校の在学期間 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・児童生徒等との続柄 ・保護者等の住所 ・保護者等の連絡先 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 	<p>3. 就学支援事業補助金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・学校の在学期間 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・児童生徒等との続柄 ・保護者等の住所 ・保護者等の連絡先 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 	事後	事務の見直しによる修正

平成31年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<p>4. 奨学給付金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒等が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・学校の在学期間 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・生徒等との続柄 ・保護者等の住所 ・保護者等の連絡先 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・生活保護・社会福祉関係情報 ・就学支援金の申請に関する情報 	<p>4. 奨学給付金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒等が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・学校の在学期間 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・生徒等との続柄 ・保護者等の住所 ・保護者等の連絡先 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・生活保護・社会福祉関係情報 ・就学支援金の申請に関する情報 	事後	事務の見直しによる修正
平成31年3月8日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	奈良県総務部総務課 県政情報係	奈良県総務部法務文書課 県政情報係	事後	組織編成による修正
平成31年3月8日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成30年3月30日	平成31年3月8日	事後	時点修正

令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[]宛名システム等	[○]宛名システム等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	<p>1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。</p> <p>2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。</p> <p>3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。</p> <p>4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。</p> <p>5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。</p> <p>6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。</p> <p>7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。</p> <p>8 共通変換機能 既存システムの中間サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。</p> <p>10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。</p>	<p>1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。</p> <p>2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。</p> <p>3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。</p> <p>4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。</p> <p>5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。</p> <p>6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。</p> <p>7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。</p> <p>8 共通変換機能 既存システムの中間サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。</p> <p>10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日		11 住民基本台帳ネットワークシステムとの回線連携機能 住民基本台帳ネットワークシステムと回線連携するための機能。			
令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[○]住民基本台帳ネットワークシステム	[]住民基本台帳ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[○]税務システム	[]税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 授業料軽減補助金	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無 ※ 委託する 1件 委託事項1 授業料軽減事務処理 ①委託内容 情報照会対象者データの作成作業 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 外部委託業者(未決定) ④再委託の有無 ※ 再委託しない	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無 ※ 委託しない	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 2. 学び直し支援金ファイル	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無 ※ 委託する 1件 委託事項1 学び直し支援金事務処理 ①委託内容 情報照会対象者データの作成作業 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 外部委託業者(未決定) ④再委託の有無 ※ 再委託しない	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無 ※ 委託しない	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 就学支援事業補助金ファイル	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無 ※ 委託する 1件 委託事項1 学び直し支援金事務処理 ①委託内容 情報照会対象者データの作成作業 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 外部委託業者(未決定) ④再委託の有無 ※ 再委託しない	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無 ※ 委託しない	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 4. 奨学給付金ファイル	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名 外部委託業者(未決定)	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名 パーソルテンプスタッフ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	III リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査	[]自己点検 [○]内部監査	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年3月8日	令和1年11月29日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業補助金及び高校生等奨学給付金に関する事務(私立学校)	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業補助金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

<p>令和3年3月19日</p>	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容</p>	<p>○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料軽減補助金」という。) 奈良県内及び奈良県外(三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県)の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程、又は奈良県内の専修学校の高等課程に在学する生徒の学費負担者の経済的負担軽減を図る事業である。 申請者が補助を受けるためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、補助額を決定する。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの申請(年1回) ②授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、支給及び支給額の判定 ⑥県は、学校設置者がとりまとめた交付申請書等を受理し、審査の結果適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し高等学校等へ通知する。</p> <p>○高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び県内の私立高等学校等で学び直す者に対し学び直し支援金を支給する事業である。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が学び</p>	<p>○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料軽減補助金」という。) 奈良県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程、又は奈良県内の専修学校の高等課程に在学する生徒の学費負担者の経済的負担軽減を図る事業である。 申請者が補助を受けるためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、補助額を決定する。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの申請(年1回) ②授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、支給及び支給額の判定 ⑥県は、学校設置者がとりまとめた交付申請書等を受理し、審査の結果適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し高等学校等へ通知する。</p> <p>○高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び県内の私立高等学校等で学び直す者に対し学び直し支援金を支給する事業である。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が学び直し支援金を受給するためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となってい</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告</p>
------------------	--	---	--	-----------	---

令和3年3月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	<p>○奈良県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱、奈良県外私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱、奈良県私立専修学校高等課程授業料軽減補助金交付要綱、奈良県私立高等学校等学び直し支援金支給要綱、奈良県小学校・中学校等就学支援事業補助金交付要綱及び奈良県私立高校生等奨学給付金支給要綱に基づき、対象学校種に在学する支給対象の児童又は生徒の保護者等に対する各種補助金等に関する電算処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格の決定又は認定処理の判断データ登録 ・所得要件の確認 ・各種補助金等の支給決定データ登録 ・各種通知の作成 等 	<p>○奈良県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱、奈良県外私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱、奈良県私立専修学校高等課程授業料軽減補助金交付要綱、奈良県私立高等学校等学び直し支援金支給要綱、奈良県小学校・中学校等就学支援事業補助金交付要綱、奈良県私立高校生等奨学給付金支給要綱及び奈良県私立高等学校等専攻科修学支援金支給要綱に基づき、対象学校種に在学する支給対象の児童又は生徒の保護者等に対する各種補助金等に関する電算処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格の決定又は認定処理の判断データ登録 ・所得要件の確認 ・各種補助金等の支給決定データ登録 ・各種通知の作成 等 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル	1. 授業料軽減補助金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル、3. 就学支援事業補助金ファイル、4. 奨学給付金ファイル	1. 授業料軽減補助金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル、3. 就学支援事業補助金ファイル、4. 奨学給付金ファイル、5. 修学支援金ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項</p> <p>・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の1の項から4の項</p> <p>・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4項</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の91項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の113項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条の第一項イ</p> <p>・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の一の項から四の項</p> <p>・同条例第4条 別表第一の五 ※令和3年4月1日より施行</p> <p>・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4項</p> <p>・同施行規則第2条第5項 ※令和3年4月1日より施行</p>	事前	重要な変更となるため事前に報告

令和3年3月19日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[照会側] ・番号法第19条第8号	[照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の113項 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条の第一項イ	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月19日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	奈良県地域振興部教育振興課	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 授業料軽減補助金ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県若しくは和歌山県の私立高等学校等に通う生徒の保護者等	奈良県内の私立高等学校等に通う生徒の保護者等	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	奈良県地域振興部教育振興課	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	奈良県地域振興部教育振興課	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 奨学給付金ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	パーソルテンプスタッフ株式会社	アンフ・スタイル株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事前	重要な変更となるため事前に報告

令和3年3月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	—	5. 修学支援金ファイルを追加	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<p>1. 授業料軽減補助金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・生徒との続柄 ・保護者等の住所 ・保護者等の連絡先 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・就学支援金の申請に関する情報 <p>2. 学び直し支援金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・生徒との続柄 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報 	<p>1. 授業料軽減補助金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・生徒との続柄 ・保護者等の住所 ・保護者等の連絡先 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛番号 ・保護者等の課税標準額、市町村民税の調整控除額 ・就学支援金の申請に関する情報 <p>2. 学び直し支援金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・保護者等の生年月日 ・生徒との続柄 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	1. 授業料軽減補助金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル、3. 就学支援事業補助金ファイル、4. 奨学給付金ファイル	1. 授業料軽減補助金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル、3. 就学支援事業補助金ファイル、4. 奨学給付金ファイル、5. 修学支援金ファイル	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月19日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事前	重要な変更となるため事前に報告

令和3年3月19日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和3年3月19日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	奈良県総務部法務文書課 県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	奈良県総務部法務文書課 県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	奈良県地域振興部教育振興課 私学係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347 FAX:0742-22-7215	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課 私学係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347 FAX:0742-22-7215	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・番号法第19条第7号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条の第一項イ ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の一の項から四の項 ・同条例第4条 別表第一の五 ※令和3年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4項 ・同施行規則第2条第5項 ※令和3年4月1日より施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の一の項から四の項、別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ※令和4年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4項、第3条 ※令和4年4月1日より施行 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和4年3月24日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の113項 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条の第一項イ	[照会側] ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ※令和4年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第3条 ※令和4年4月1日より施行	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	評価書名	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業補助金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校) 基礎項目評価書	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業補助金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校) 基礎項目評価書	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	【3行目】 (私立学校)	【3行目】 (私立学校及び公立大学法人立学校)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業補助金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校)	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業補助金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

<p>令和4年3月24日</p>	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容</p>	<p>○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料軽減補助金」という。) 奈良県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程、又は奈良県内の専修学校の高等課程に在学する生徒の学費負担者の経済的負担軽減を図る事業である。 申請者が補助を受けるためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、補助額を決定する。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの申請(年1回) ②授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、支給及び支給額の判定 ⑥県は、学校設置者がとりまとめた交付申請書等を受理し、審査の結果適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し高等学校等へ通知する。</p>	<p>○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料軽減補助金」という。) 奈良県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程、又は奈良県内の専修学校の高等課程に在学する生徒の学費負担者の経済的負担軽減を図る事業である。 申請者が補助を受けるためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、補助額を決定する。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの申請(年1回) ②授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、支給及び支給額の判定 ⑥県は、学校設置者がとりまとめた交付申請書等を受理し、審査の結果適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し高等学校等へ通知する。</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告</p>
<p>令和4年3月24日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能</p>	<p>○奈良県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱、奈良県外私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱、奈良県私立専修学校高等課程授業料軽減補助金交付要綱、奈良県私立高等学校等学び直し支援金支給要綱、奈良県小学校・中学校等就学支援事業補助金交付要綱、奈良県私立高校生等奨学給付金支給要綱及び奈良県私立高等学校等専攻科修学支援金支給要綱に基づき、対象学校種に在学する支給対象の児童又は生徒の保護者等に対する各種補助金等に関する電算処理 ・受給資格の決定又は認定処理の判断データ登録 ・所得要件の確認 ・各種補助金等の支給決定データ登録 ・各種通知の作成 等</p>	<p>○奈良県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱、奈良県外私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱、奈良県私立専修学校高等課程授業料軽減補助金交付要綱、奈良県私立高等学校等学び直し支援金支給要綱、奈良県小学校・中学校等就学支援事業補助金交付要綱、奈良県私立高校生等奨学給付金支給要綱、奈良県私立高等学校等専攻科修学支援金支給要綱、公立大学法人奈良県立大学附属高等学校学び直し支援金交付要綱(令和4年4月1日施行予定)及び公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金支給要綱(令和4年4月1日施行予定)に基づき、対象学校種に在学する支給対象の児童又は生徒の保護者等に対する各種補助金等に関する電算処理 ・受給資格の決定又は認定処理の判断データ</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告</p>

令和4年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)2. 基本情報④記録される項目のうち主な項目の業務関係情報	(以下の情報に○) 地方税関係情報 学校・教育関係情報	(以下の情報に○) 地方税関係情報 生活保護・社会福祉関係情報 学校・教育関係情報	事前	重要な変更となるため事前に報告
令和4年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)2. 基本情報④記録される項目のその妥当性 ○業務関係情報	○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の課税情報を基に、学び直し支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。	○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の課税情報を基に、学び直し支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)3. 特定個人情報の入手・使用⑤使用方法	○学校・教育関係情報 生徒が高等学校等学び直し支援金支給要綱の受給資格要件に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。	○生活保護・社会福祉関係情報 生徒が高等学校等学び直し支援金支給要綱の受給資格要件に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報等を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要(4) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	アンフ・スタイル株式会社	株式会社ケー・デー・シー	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	1. 授業料軽減補助金ファイル ・生徒氏名 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな)	1. 授業料軽減補助金ファイル ・生徒氏名 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課 私学係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347 FAX:0742-22-7215	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課 私学係(私立学校)、県立大学係(公立大学法人立学校) 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347(私学係)、0742-27-8145(県立大学係) FAX:0742-22-7215	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和5年3月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の一の項から四の項、別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ※令和4年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4項、第3条 ※令和4年4月1日より施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の一の項から四の項、別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4項、第3条 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ※令和4年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第3条 ※令和4年4月1日より施行 	<p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第3条 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和5年3月31日	評価書名	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学 び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業 補助金、高校生等奨学給付金及び高等学校等 専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及 び公立大学法人立学校) 重点項目評価書	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学 び直し支援金、高校生等奨学給付金及び高等 学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立 学校及び公立大学法人立学校) 重点項目評 価書	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和5年3月31日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	奈良県は、高等学校等授業料軽減補助金、高 等学校等学び直し支援金、小学校・中学校等就 学支援事業補助金、高校生等奨学給付金及び 高等学校等専攻科修学支援金に関する事務 (私立学校及び公立大学法人立学校)における 特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定 個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバ シー等の権利利益に影響を及ぼしかねないこ とを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事 態を発生させるリスクを軽減させるために適切 な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の 権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	奈良県は、高等学校等授業料軽減補助金、高 等学校等学び直し支援金、高校生等奨学給付 金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する 事務(私立学校及び公立大学法人立学校)にお ける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、 特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバ シー等の権利利益に影響を及ぼしかねないこ とを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事 態を発生させるリスクを軽減させるために適切 な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の 権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学 び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業 補助金、高校生等奨学給付金及び高等学校等 専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及 び公立大学法人立学校)	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学 び直し支援金、高校生等奨学給付金及び高等 学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立 学校及び公立大学法人立学校)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和5年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料 軽減補助金」という。) 奈良県内の私立高等学校及び私立中等教育 学校の後期課程、又は奈良県内の専修学校の	○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料 軽減補助金」という。) 奈良県内の私立高等学校及び私立中等教育 学校の後期課程、又は奈良県内の専修学校の	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和5年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム ②シス テムの機能	○奈良県私立高等学校等授業料軽減補助金交 付要綱、奈良県外私立高等学校等授業料軽減 補助金交付要綱、奈良県私立専修学校高等課 程授業料軽減補助金交付要綱、奈良県私立高 等学校等学び直し支援金支給要綱、奈良県小 学校・中学校等就学支援事業補助金交付要 綱、奈良県私立高校生等奨学給付金支給要	○奈良県私立高等学校等授業料軽減補助金交 付要綱、奈良県外私立高等学校等授業料軽減 補助金交付要綱、奈良県私立専修学校高等課 程授業料軽減補助金交付要綱、奈良県私立高 等学校等学び直し支援金支給要綱、奈良県私 立高校生等奨学給付金支給要綱、奈良県私立 高等学校等専攻科修学支援金支給要綱、公立	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和5年3月31日	I 基本情報 3. 特定個人情 報ファイル名	1. 授業料軽減補助金ファイル、2. 学び直し支 援金ファイル、3. 就学支援事業補助金ファイ ル、4. 奨学給付金ファイル、5. 修学支援金フ ァイル	1. 授業料軽減補助金ファイル、2. 学び直し支 援金ファイル、3. 奨学給付金ファイル、4. 修学 支援金ファイル	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概 要 1. 特定個人情報ファイ ル名	3. 就学支援事業補助金ファイル	削除	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概 要 1. 特定個人情報ファイ ル名	4. 奨学給付金ファイル	3. 奨学給付金ファイル	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概 要 1. 特定個人情報ファイ ル名	5. 修学支援金ファイル	4. 修学支援金ファイル	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告

令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	<p>1. 授業料軽減補助金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名（ふりがな） ・保護者等の生年月日 ・生徒との続柄 ・保護者等の住所 ・保護者等の連絡先 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の課税標準額、市町村民税の調整控除額 ・就学支援金の申請に関する情報 <p>2. 学び直し支援金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名（ふりがな） ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名（ふりがな） ・保護者等の生年月日 ・生徒との続柄 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・就学支援金の受給資格 支給額に関する情報 	<p>1. 授業料軽減補助金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名（ふりがな） ・保護者等の生年月日 ・生徒との続柄 ・保護者等の住所 ・保護者等の連絡先 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の課税標準額、市町村民税の調整控除額 ・就学支援金の申請に関する情報 <p>2. 学び直し支援金ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名（ふりがな） ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名（ふりがな） ・保護者等の生年月日 ・生徒との続柄 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・就学支援金の受給資格 支給額に関する情報 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和6年3月22日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	時点修正

令和6年3月22日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の一の項から四の項、別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4項、第3条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91の項 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の一の項から四の項、別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4項、第3条 	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う修正
令和6年3月22日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第3条 	<p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第3条 	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う修正
令和6年3月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 奨学給付金ファイル分) 4. 特定個人情報のファイルの取扱いの委託	委託の有無[委託する]	委託の有無[委託しない]	事前	重要な変更となるため事前に報告